

奉 讚 法 会 お 礼

特別法要事務局局長 押 小 路 蓮 円

五十年に一度の御勝縁であります開山親鸞聖人御誕生八百五十年奉讚法会をはじめとする特別法要も無事に円成いたしました。これもひとえにご住職をはじめとする檀信徒各位のお力添えのためものと厚くお礼を申し上げます。

顧みれば、令和元年九月に発足いたしました特別法要事務局でございましたが、その年明けには新型コロナウイルスという未曾有の感染症がはじまり、以来コロナと共に歩んでまいりましたが、この法要の期間にはコロナ感染症も終息に向かいながらも、なおかつ警戒を要するという状態でありましたが、それにもかかわらず、天候にも恵まれ、大勢の方々にご参詣をいただきましたこと厚く感謝い

たします。

また、記念事業として計画いたしました新宝物館も関係各位の努力によって予定通り完成し、「燈炬殿」と名付けられ、聖人より八百年にわたり大切に受け継いで参りました法宝物を次の世代に、安心して引き継ぐことができました。法要期間中千人を超える方々にご覧いただく日もありました。聖人のみ教えに出遇う宝物館として、今後とも末永く観覧いただけるものと存じます。

ここに改めて、仏恩に感謝し心のうちに燈炬を仰ぎお念仏を称える日々を共に送りたいと存じます。

なお特別法要事務局は今月を以て閉局となります。四年間にわたりますご指導、ご協力に対しまして、重ねてお礼を申し上げます。

宗 告

宗 告 第一一五二号

来る令和五年八月一日より同五日まで第九十七回佛教文化講座を開講する

令和五年六月八日

宗務総長 大僧都 増
総務 中僧都 藤田
中僧都 弓削 弘知 修
胤良 誠

宗 告 第一一五三号

来る令和五年八月十四日より同十六日まで歓喜会執行相成る

令和五年六月八日

宗務総長 大僧都 増
総務 中僧都 藤田
中僧都 弓削 弘知 修
胤良 誠

任 免

令和五年三月三十一日

依請解其職	名古屋別院評議員	石濱	章友
依請解其職	名古屋別院評議員	高山	元智
依請解其職	名古屋別院評議員	平野	崇敬
依請解其職	名古屋別院評議員	劉	貞純
依請解其職	名古屋別院評議員	亮	雅弘
依請解其職	名古屋別院評議員	鍋島	時行

令和五年四月一日

名古屋別院評議員を命ずる（再任）

正信寺住職	玉腰	超克
教津坊住職	伊藤	真道
西光寺住職	友松	順真
浄泉寺住職	古井戸	康心
万徳寺住職	安藤	俊清
宗延寺住職	近藤	康成
徳林寺住職	林	晃亮
善明寺住職	平山	教導
教聖寺住職	守山	諦薫

名古屋別院評議員を命ずる

正覺寺住職	山田	光照
久遠寺住職	高山	信雄
善福寺住職	麻績	俊真
幸蓮寺住職	千枝	順道
法性寺住職	加藤	匡和
榮久寺住職	松山	順明

教育学部教学課勤務を命ずる

名古屋別院	坂	直樹
名古屋別院	坂	康夫
名古屋別院	野下	富美雄

教師検定委員会委員を命ずる

栗原 嵩

教師検定委員会委員を命ずる（再任）

高田学苑長	梅林	久高
鑑学	栗原	廣海
鑑学	清水谷	正尊

令和五年四月十日

第七十七臨時宗議會書記を命ずる

録事 塩崎 慶脩
録事 小谷 正信

開山親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年・中興上人
五百年忌・聖徳太子千四百年忌奉讃法会特別法要事務局出向、
事務局局長を五月三十一日をもって解く
六月一日より参拝課勤務に復す
千賀 光真

令和五年五月三十一日

依請解其職 専修寺宝物館主幹 新 光晴
依請解其職 真宗高田派教学院院長 新 光晴
依請解其職 新宝物館展示企画委員 青木 妙法
依請解其職

令和五年六月一日
真宗高田派教学院院長を命ずる 隨願寺住職 松山 智道
真宗高田派本山専修寺宝物館学芸員を命ずる 録事 久世 宜範
満願寺衆徒 青木 妙法

開山親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年・中興上人
五百年忌・聖徳太子千四百年忌奉讃法会

特別法要事務局局長 藤田 朋樹
特別法要事務局局長 小林恵美子

依請解其職 真宗教団連合事務局職員 多賀 孝頭

開山親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年・中興上人
五百年忌・聖徳太子千四百年忌奉讃法会特別法要事務局出向、
事務局次長を五月三十一日をもって解く
六月一日より財務課勤務に復す

久野 俊彦

真宗教団連合事務局職員を命ずる

教学課課長 録事 藤澤 真樹

依請解其職 福井別院輪番 佐々木実弘
依請解其職 福井別院副輪番 日下 康正
依請解其職 福井別院総代 田川 貞一
依請解其職 福井別院佑事 佐々本泰秀

依請解其職

福井別院役事

小林 義博

第七十八宗議會説明委員を命ずる

大野 照文

依請解其職

福井別院世話方

佐々木雅子

宝物館館長

押小路蓮円

依請解其職

福井別院世話方

西川 友章

特別法要事務局局長

多賀 孝顕

補 福井別院輪番

福井別院世話方

山田 秀一

庶務部部长

藤澤 真樹

任 福井別院副輪番

安養院住職

松木 光仁

教学課課長

玉野 章法

福井別院責任役員を委嘱する

圓光寺住職

徳照 慶壽

財務課課長

久野 俊彦

福井別院総代を委嘱する

安養院

五十嵐保裕

財務課

梅林 清香

福井別院世話方を委嘱する

安養院

坂井 幹夫

共済会事務局

山中 利之

安養院

安養院

河島 敏克

顧問會計士

久保田清忠

福井別院承事を命ずる

寶幢寺衆徒

小林 義博

第七十八宗議會書記を命ずる

録事

塩崎 慶脩

令和五年六月六日

録事

小谷 正信

第七十八宗議會宗務委員を命ずる

監正局長

佐藤 唯信

高田学苑長

梅林 久高

第七十八宗議會宗務委員を命ずる

高田学苑本部事務局長

加藤 光博

高田幼稚園園長

佐藤 弘道

光寿園園長

藤井 智雄

慈光院院長

高林 光暁

高田会館支配人

磯谷 優

転属

令和五年六月九日

三重県名張市赤目町

浄土真宗本願寺派 常蓮寺衆徒

栗原 嵩

三重県四日市市赤堀

誓元寺衆徒に転属を許可する

教師

令和五年五月五日

任 任 任 任 任 任 任 任 任 任 任
教 教 教 教 教 教 教 教 教 教 教
師 師 師 師 師 師 師 師 師 師 師

誓教寺衆徒
正運寺衆徒
幸福寺衆徒
安性寺衆徒
光輪寺衆徒
林昌寺衆徒
成願寺衆徒
常德寺衆徒
覚念寺衆徒
聖賢寺衆徒

藤田 博司
植田 恵玉
入田 暁啓
竹内 真樹
中村 宜滉
佐々木大英
山口 妙功
荒川 誉佳
佐々木唯真
井内 優慧

僧階

令和五年五月五日

授 授 授 授 授 授 授 授 授 授 授
律 律 律 律 律 律 律 律 律 律 律
師 師 師 師 師 師 師 師 師 師 師

身分堂班

令和五年四月十七日
列 其身一代堂班

老分二等 老分一等
院家二等

常楽寺衆徒

藤田 博司
植田 恵玉
入田 暁啓
竹内 真樹
中村 宜滉
佐々木大英
山口 妙功
荒川 誉佳
佐々木唯真
井内 優慧

坂 蓮祐

褒賞

令和五年五月二十一日

本山褒賞

万福寺住職	三井 真淳
壽林寺住職	斯波 明德
啓運寺住職	高倉 隆乘
聖洞寺住職	高臣 亮雄
専修寺総代	岩崎 克彦
壇信徒議会議員	内田 勝久
護持会役員	加藤 寿一
関東別院同行	関 圭子

祖師寿賞

誓信寺住職	柏原 良信
永信寺住職	藤本 光信
林柔寺住職	長 祥隆
誓正寺衆徒	松枝 妙香

本山表彰

慈相寺住職	武田 英機
清光寺住職	清原 瑞美
本光寺住職	本折 光純

住職在職五十年
(裏頭授与)

布教任命

第二十三世堯祺上人御正当

五・六	速夜	律 師	水谷 忍英
五・七	晨朝	律 師	隆 妙邈
	日中兼速夜	律 師	若林 妙百
五・八	晨朝	權中僧都	里榮 秀教
	日中	權大僧都	浦井 宗司
五・二一	日中	大僧都	清水谷正尊

奉讚法会御親教(復演)

西蓮寺住職	小林 紘道
浄見寺衆徒	醫山 淳生
福泉寺坊守	佐々木玲子
光明寺坊守	小倉 久子
教津坊前坊守	伊藤 清子
信蓮寺住職	水平 仁聖
明照寺前住職	藤澤 眞純

奉讚法会

五・二二	日中	中僧都	戸田 惠信	五・一五
五・二三	日中	権少僧都	真置 信海	五・一七
五・二四	日中	権中僧都	松山 智道	五・一八
五・二五	日中	少僧都	千草 篤昭	五・一九
五・二六	日中	権中僧都	藤浦 弘導	五・二〇
五・二七	日中	少僧都	梅林 久高	五・二一
五・二八	日中	権大僧都	佐波 真教	五・二二

五月御影堂常在説教(晨朝)

五・一	権中僧都	藤田 正知	五・二四
五・二	権中僧都	藤浦 弘導	五・二五
五・三	中僧都	青木 義成	五・二六
五・四	中僧都	青木 義成	五・二七
五・五	権少僧都	真置 信海	五・二八
五・六	権中僧都	田中 明誠	五・二九
五・九	律 師	古芝 智泉	五・三〇
五・一〇	少僧都	青木 妙法	五・三一
五・一一	権中僧都	中村 宜成	
五・一二	権大僧都	戸田 栄信	
五・一三	権中僧都	田中 明誠	
五・一四	中僧都	青木 義成	

五月御影堂常在説教(逮夜・日中)

五・一〇	日中	権中僧都	藤浦 弘導	五・一〇
五・九	逮夜	権中僧都	青木 俊成	五・九
		少僧都	上田 英典	五・三一
		少僧都	山中 真諭	五・三〇
		大律師	北畠 大道	五・二九
		権少僧都	真置 信海	五・二八
		権大僧都	浦井 宗司	五・二七
		権大僧都	浦井 宗司	五・二六
		少僧都	岡 知道	五・二五
		権中僧都	生桑 崇等	五・二四
		権中僧都	鷲山 了悟	五・二三
		大律師	高島 光憲	五・二二
		大僧都	上田 隆順	五・二一
		律 師	田中 唯聴	五・二〇
		律 師	隆 妙灑	五・一九
		大律師	北畠 大道	五・一八
		律 師	北畠 心淳	五・一七
		少僧都	山中 真諭	五・一六
		権中僧都	中村 宜成	五・一五

五・一五 逮夜
五・一六 日中

六月御影堂常在説教(晨朝)

六・一	權中僧都	里榮	秀教
六・二	權大僧都	戸田	栄信
六・三	權中僧都	藤田	正知
六・四	權中僧都	田中	明誠
六・五	少僧都	藤澤	真樹
六・六	權中僧都	中村	宜成
六・七	中僧都	青木	義成
六・八	律師	若林	妙百
六・九	律師	隆	妙灑
六・一〇	權中僧都	田中	明誠
六・一一	大律師	北畠	大道
六・一二	少僧都	青木	妙法
六・一三	權中僧都	鷲山	了悟
六・一四	權中僧都	中村	宜成
六・一五	權中僧都	村上	英俊
六・一六	權中僧都	鷲山	了悟
六・一七	律師	田中	唯聽
六・一八	中僧都	戸田	惠信

六月御影堂常在説教(日中)

六・一九	律師	隆	妙灑
六・二〇	權中僧都	梅林	清香
六・二一	權中僧都	生桑	崇等
六・二二	少僧都	岡	知道
六・二三	律師	北畠	心淳
六・二四	中僧都	青木	義成
六・二五	權中僧都	鷲山	了悟
六・二六	權大僧都	浦井	宗司
六・二七	權大僧都	浦井	宗司
六・二八	少僧都	山中	真諭
六・二九	大律師	高島	光憲
六・三〇	少僧都	上田	英典
六・七	律師	龍池	宏昭
六・八	權少僧都	高藤	英光
六・九	權少僧都	高藤	英光
六・一〇	權中僧都	藤浦	弘導
六・一五	少僧都	山中	真諭
六・一六	律師	水谷	忍英

高田慈光院 月例会会

五・一〇、一六、二六

六・一〇、一六、二六

報徳園 月例会会

五・一五

六・一五

敬 弔

次の方々が御往生なさいました。謹んで敬弔の意を表します。

令和五年

四・一六

北海道岩見沢市三条西

願勝寺住職

高島 光恭

贈 権少僧正

四・二十

岐阜県揖斐郡揖斐川町

正業寺前住職

松川 慶樹

贈 権少僧都

五・五

三重県津市白山町川口

善性寺住職

藤喜 昂教

贈 権中僧都

五・七

三重県鈴鹿市山本町

西岸寺前住職

中野 宏朗

贈 権中僧都

五・十三

東京都府中市多磨町

永福寺前々坊守

栗山 キハ

五・十七

三重県津市一志町片野

正蓮寺前坊守

九山 久子

五・三十

愛知県名古屋市天白区植田

榮久寺前坊守

松山 紀子



第177 臨時宗議会報告

去る4月20日臨時宗議会が開催された。

今議会は令和5年5月21日より28日に奉讃法会を厳修することにより例年5月最終週に開催されている定例宗議会が困難である。よって令和5年度の暫定予算作成し令和4年度中に議決すること。そしてあらためて本年6月に定例宗議会を開催することが第176宗議会に承認されて開催された。

今議会は書面による議会とし、採決を行うにあたり次の順で行った。

- ①議案書等全議員へ発送
- ②書面表決書受付
- ③書面表決書締切
- ④議案採決

議案採決は議長、監正局長立ち会いのもと、事務局が厳正に行い議案は賛成多数により可決された。

可決議案及び承認事項、報告事項は次のとおりである。

第177 臨時宗議会議案

議案第1号 令和5年度6月分 真宗高田派歳入歳出暫定予算案

議案第2号 令和5年度6月分 専修寺歳入歳出暫定予算案

上記のとおり提出します。

令和5年4月20日

宗務総長	大僧都	増田修誠
総務	中僧都	藤谷知良
総務	中僧都	弓削弘胤

議案第1号

令和5年度 真宗高田派歳入歳出暫定予算(案)

令和5年6月1日～令和5年6月30日

歳入の部

単位:円

科 目	5年度予算額
1. 宗教活動収入	[2,500,000]
1. 冥加金	(1,050,000)
1. 僧侶冥加金	50,000
2. その他冥加金	150,000
3. 礼録金	850,000
2. 懇志金	(550,000)
1. 諸法要懇志金	350,000
2. 団参懇志金	200,000
3. 義納金	(600,000)
1. 寺院賦課金	400,000
2. 過年度収入	200,000
4. 刊行物収入	(300,000)
1. 刊行物収入	300,000
2. 資産管理収入	[70,000]
1. 資産運用収入	(70,000)
1. 諸利子	70,000
3. 雑収入	[700,000]
1. 雑収入(課税)	(300,000)

歳出の部

単位:円

科 目	5年度予算額
1. 宗教活動支出	[7,600,000]
1. 宗教活動費	(2,315,000)
1. 講社補助費	1,500,000
2. 旅費	120,000
3. 扱費	20,000
4. 宗務総長交際費	50,000
5. 山内清掃費	100,000
6. 諸会議費	15,000
7. 団参扱費	10,000
8. 広報事業費	500,000
2. 宗議会費	(870,000)
1. 議員手当旅費	600,000
2. 議長交際費	60,000
3. 議会事務局費	10,000
4. 議会運営費	200,000
3. 監正局費	(5,000)
1. 監正局会議費	5,000
4. 教学費	(1,940,000)

1. 会館等使用料	300,000
2. 雑収入(非課税)	400,000)
1. 本山だより購読料等	100,000
2. 参拝記念印代	300,000
4. 前年度繰越収支差額	[24,600,000]
1. 前年度繰越収支差額	(24,600,000)
1. 前年度繰越収支差額	24,600,000
合 計	27,870,000

1. 教学研究費	400,000
2. 教学布教費	460,000
3. 出版広報費	500,000
4. 教学各種団体費	480,000
5. 婦人坊守教化費	20,000
6. 檀信徒教化費	80,000
5. 教学院運営費	(530,000)
1. 教学院研究費	270,000
2. 調度費	20,000
3. 諸会議費	240,000
6. 補助金支出	(1,100,000)
1. 高田学苑補助金	1,100,000
7. 管理費	(840,000)
1. 消耗品費	70,000
2. 通信印刷費	350,000
3. 水道光熱管理費	250,000
4. 諸雑費	170,000
2. 人件費	[20,000,000]
1. 給料手当	(20,000,000)
1. 諸給与	20,000,000
3. 次年度繰越収支差額	[270,000]
1. 次年度繰越収支差額	(270,000)
合 計	27,870,000

議案第2号

令和5年度 専修寺歳入歳出暫定予算(案)

令和5年6月1日～令和5年6月30日

歳入の部

単位:円

科 目	5年度予算額
1. 宗教活動収入	[15,300,000]
1. 諸進納金	(6,500,000)
1. 進納所冥加金	500,000
2. 申物冥加金	5,500,000
3. 賽銭	500,000
2. 納骨堂冥加金	(7,800,000)
1. 浄華台冥加金	5,000,000
2. 納骨堂加入冥加金	500,000
3. 納骨壇永年管理冥加金	250,000
4. 懇志金	50,000
5. 恭敬冥加金	2,000,000
3. 宝物館収入	(1,000,000)
1. 観覧料収入	1,000,000
2. 資産管理収入	[60,000]
1. 資産運用収入	(60,000)
1. 諸利子	60,000
3. 雑収入	[280,000]
1. 雑収入	(280,000)

歳出の部

単位:円

科 目	5年度予算額
1. 宗教活動支出	[11,474,000]
1. 門室費	(5,500,000)
1. 門室費	5,500,000
2. 維持費	(2,214,000)
1. 護持費	1,600,000
2. 恭敬費	50,000
3. 事務費	130,000
4. 扱待遇費	120,000
5. 団参清掃費	20,000
6. 協賛費	94,000
7. 申物購入費	150,000
8. 調度費	50,000
3. 管理費	(2,710,000)
1. 自動車諸費	130,000
2. 水道光熱管理費	1,000,000
3. 緑化管理費	170,000
4. 蓮の会管理費	50,000
5. 通信印刷費	200,000

1. 雑収入	30,000
2. 蓮の会年会費	250,000
4. 前年度繰越収支差額	[10,000,000]
合 計	25,640,000

6. 諸消耗品費	100,000
7. 土地借用料	900,000
8. 警備費	10,000
9. 雑費	50,000
10. 宮繕補修費	100,000
4. 交付金	(1,050,000)
1. 院号交付金	1,000,000
2. 納骨壇加入交付金	50,000
2. 人件費	[7,370,000]
1. 給料手当	(7,370,000)
1. 諸給与	6,000,000
2. 傭人費	20,000
3. 日直宿直費	250,000
4. 通勤補助費	400,000
5. 福利厚生費	700,000
3. 予備費	[100,000]
予備費	(100,000)
予備費	100,000
4. 次年度繰越収支差額	[6,696,000]
次年度繰越収支差額	6,696,000
合 計	25,640,000

令和4年度における学校法人高田学苑の決算は次のとおりですので、
当学苑寄附行為第42条の規定に基づき公告いたします。

貸借対照表

令和5年3月31日

学校法人 高田学苑
(単位 円)

資 産 の 部				
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減	
固 定 資 産	(8,045,285,765)	(7,996,493,974)	(48,791,791)	
有 形 固 定 資 産	(6,084,688,872)	(6,178,073,461)	(△ 93,384,589)	
土 地	1,025,122,922	1,025,122,922	0	
建 物	4,064,688,294	4,086,611,351	△ 21,923,057	
構 築 物	628,326,808	691,697,195	△ 63,370,387	
教育研究用機器備品	79,858,778	92,247,638	△ 12,388,860	
管理用機器備品	11,395,538	6,878,396	4,517,142	
図 書	232,161,996	230,067,566	2,094,430	
車 輜	13,215,058	15,528,915	△ 2,313,857	
学 苑 林	29,919,478	29,919,478	0	

特 定 資 産	(1,908,101,236)	(1,797,607,036)	(110,494,200)
退職給与引当特定資産	263,490,000	263,490,000	0
施設設備拡充引当特定資産	1,644,611,236	1,534,117,036	110,494,200
そ の 他 の 固 定 資 産	(52,495,657)	(20,813,477)	(31,682,180)
借 地 権	2,257,500	2,257,500	0
電 話 加 入 権	1,285,980	1,285,980	0
施 設 利 用 権	142,380	213,570	△ 71,190
ソ フ ト ウ ェ ア	26,869,810	1,035,440	25,834,370
有 価 証 券	13,297,674	13,297,674	0
差 し 入 れ 保 証 金	350,000	350,000	0
長 期 前 払 金	8,292,313	2,373,313	5,919,000
流 動 資 産	(583,850,266)	(588,469,382)	(△ 4,619,116)
現 金 預 金	408,990,971	402,724,770	6,266,201
未 収 入 金	73,633,999	90,443,927	△ 16,809,928
前 払 金	91,212	91,212	0

立 替 金	38,959,839	34,205,239	4,754,600
修学旅行費預り資産	56,400,020	55,236,134	1,163,886
卒業諸費預り資産	5,774,225	5,768,100	6,125
資 産 の 部 合 計	(8,629,136,031)	(8,584,963,356)	(44,172,675)

負 債 の 部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固 定 負 債	(266,357,065)	(263,346,327)	(3,010,738)
退職給与引当金	266,357,065	263,346,327	3,010,738
流 動 負 債	(464,146,769)	(432,987,401)	(31,159,368)
未 払 金	89,930,891	59,112,937	30,817,954
前 受 金	286,040,000	285,450,940	589,060
預 り 金	26,001,633	27,419,290	△ 1,417,657
修学旅行費預り金	56,400,020	55,236,134	1,163,886
卒業諸費預り金	5,774,225	5,768,100	6,125

負債の部合計	(730,503,834)	(696,333,728)	(34,170,106)
--------	----------------	----------------	---------------

純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	(13,049,525,087)	(12,888,432,880)	(161,092,207)
第1号基本金	12,877,525,087	12,716,432,880	161,092,207
第4号基本金	172,000,000	172,000,000	0
繰越収支差額	(△ 5,150,892,890)	(△ 4,999,803,252)	(△ 151,089,638)
翌年度繰越収支差額	△ 5,150,892,890	△ 4,999,803,252	△ 151,089,638
純資産の部合計	(7,898,632,197)	(7,888,629,628)	(10,002,569)
負債及び純資産の部合計	(8,629,136,031)	(8,584,963,356)	(44,172,675)

注記 1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

○徴収不能引当金・・・未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

○退職給与引当金

(短期大学)

退職金の支給に備えるため、期末要支給額 147,283,855円の100%を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

(中学校及び高等学校)

退職金の支給に備えるため、期末要支給額 1,038,530,822円 から三重県私学振興会より交付金相当額を控除した金額の100%を計上している。

(2) その他重要な会計方針

○有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法である。

2. 重要な会計方針の変更等

該当無し

3. 減価償却額の累計額の合計額	6,831,420,523円
4. 徴収不能引当金の合計額	0円
5. 担保に供されている資産の種類及び額	0円
6. 翌会計年度以降の会計年度において基本金へ組入れを行うこととなる金額	39,220,500円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 有価証券の時価情報

①総括表

(単位：円)

	当年度(令和5年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	273,297,674	288,396,401	15,098,727
(うち満期保有目的の債券)	(200,000,000)	(200,493,900)	(493,900)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	871,511,806	806,318,421	△65,193,385
(うち満期保有目的の債券)	(871,511,806)	(806,318,421)	(△65,193,385)
合 計	1,144,809,480	1,094,714,822	△50,094,658
(うち満期保有目的の債券)	(1,071,511,806)	(1,006,812,321)	(△64,699,485)
時価のない有価証券	-		
有 価 証 券 合 計	1,144,809,480		

②明細表

(単位：円)

種 類	当年度（令和5年3月31日）		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債 券	971,511,806	921,362,300	△50,149,506
株 式	3,297,674	17,369,501	14,071,827
投 資 信 託	170,000,000	155,983,021	△14,016,979
貸 付 信 託	-	-	-
そ の 他	-	-	-
合 計	1,144,809,480	1,094,714,822	△50,094,658
時価のない有価証券	-		
有 価 証 券 合 計	1,144,809,480		

特別法要事務局日より

開山親鸞聖人御誕生八百五十年奉讃法会

立教開宗八百年奉讃法会

中興真慧上人五百年忌奉讃法会

聖徳太子千四百年忌奉讃法会

報告

親鸞聖人の御誕生から八百五十年となる本年五月二十一日より開山親鸞聖人御誕生八百五十年奉讃法会、立教開宗八百年奉讃法会、中興真慧上人五百年忌奉讃法会、聖徳太子千四百年忌奉讃法会の四つの奉讃法会を「弥陀のよび声『なもあみだぶつ』を聞いてゆこう」をテーマに八日間に取り厳かに執り行った。

五月二十日 法会前日

午前十時より稚児練りが行われた。本山では七年ぶりということもあり定員の三百名を上回る三

百四名の稚児と関係者が参加した。前日に降った雨が上がり、太鼓門から出発し寺内町を練り歩き山門から両堂へ参拝する所定のコースで行うことができた。また、出勤法中十二名ほか消防関係、警備会社、用度講議員等のご協力のもと無事に終えることができた。

御影堂において正午より法嗣殿就任奉告法会が、関係者を招待し執り行った。

内陣には両門様、維那、内局、輪番が出仕した。中陣での参列は専修寺総代、宗議会議長、副議長、監正局長等総数四十五名であった。法嗣殿は勤行後に今後の抱負をお話しされ全体が祝福ムードに包まれた。

午後一時半より鐘楼近くにおいて開山親鸞聖人御誕生八百五十年記念の植樹式が執り行われた。枯れてなくなった三葉松を復元するため護持会役員の発案により一年前に植樹された三葉松の土入れを行ない、同時に記念碑の除幕式を行った。

参列者は護持会役員十名ほどで、参列者一同今後の若松の成長を見守っていくこととした。

午後二時より工事関係者への感謝状授与が対面所で行われた。設計監理、施工業者のほか宝物館映像製作に尽力をいただいた計八名に押小路特別法要事務局長から感謝状と記念品が手渡された。最後に宗務総長がお礼のあいさつを述べ終了した。

竣工式典は午後二時半より工事関係者、VR映像関係、派内の招待者を含め総数百二十六名の出席をいただいた。来賓としてお越しいただいた衆議院議員田村憲久様、三重県副知事廣田恵子様、津市長前葉泰幸様からは祝辞を頂戴した。法主殿はお言葉で「せっかく立派な建物が完成したので今後は登録博物館として認証されるような施設を目標にしたい。」とお話しをされた。このあと法主殿、法嗣殿、田村衆議院議員、川崎前衆議院議員、廣田副知事、前葉津市長、増田宗務総長、大野館長の八名でテープカットを行い出席者全員で門出をお祝いした。その後グループに分かれ新宝物館の内覧会を行った。また報道関係者への公開を行いメディア各社への広報を行った。

五月二十一日

聖人御誕生の日に因み例年通り本山褒賞と奉賛会が執り行われた。

午前十一時より開山親鸞聖人御誕生八百五十年、立教開宗八百年奉讃法会が厳修された。この日はお勤めの中で表白が披露され、また御親教が行われた。このなかで法主殿はこのたびの奉讃法会は親鸞聖人、中興真慧上人、聖徳太子の恩徳を讃嘆することを趣意とするものであるが、これを機縁にお三方の恩徳の深さを再認識、再確認し次代へ引き継いでゆかねばならないと述べられた。復演は鑑学の清水谷正尊師が行った。

午後一時半からは記念行事として金澤翔子さんと金澤泰子さんによる席上揮毫と講演があった。会場の御影堂には書道を生業や趣味とする方以外にも多くの翔子さんファンが集まった。揮毫では、翔子さんが普段からよく披露する「飛翔」の文字で揮毫後参詣者全員に披露された。お母様の泰子さんのお話は障がいをもって生まれてきた翔子さんとの生活に基づく実体験のお話して「共に生き

る」という講題でお話をされた。

五月二十二日

午前十一時からの奉讃法会では八日間とも参詣者が一緒に正信偈を唱和することができた。

法主殿によるお言葉は二十二日〜二十四日まで
の三日間で、ご和讃「無明長夜の燈炬なり」を引用され参詣の方々を温かくお迎えをされた。この日のお説教は戸田恵信師が行った。御影堂はほぼ満堂であった。記念行事として午後一時半からと午後四時からの二回観世流能公演を御影堂中陣に能舞台を設営し行った。観世流からは家元二名、お囃子四名等総数二十二名であった。第一部は「高砂」、第二部は「羽衣」で事前に御影堂の来場者には公演の内容を記載した「番組」が配られた。第一部、第二部とも解説は山階彌右衛門氏であった。

一方、如来堂においては午後の時間帯に高田短大生徒による本山参詣があり、収容人数の関係で三回に分け学長による講話が行われた。

五月二十三日

奉讃法会のお説教は真置信海師であった。

特別講演の初日は高田派鑑学の栗原廣海師により「『なもあみだぶつ』を聞くということ」で講演を行っていたいただいた。師は真宗教学の最も大切

なところをお話しされた。連日満堂となった。

五月二十四日

午前九時より御参廟が行われた。両門様と維那、知堂ほか総数約四十名が参列した。

奉讃法会のお説教は松山智道師であった。

この日は御影堂立華入替のため午後の記念行事はなかったが天候に恵まれ境内は多くの参拝でにぎわった。

五月二十五日

この日から三日間は中興上人五百年忌奉讃法会を厳修した。説教は千草篤昭師。

午後一時半からは地元出身の駒田早代さんによる津軽三味線の演奏会が行われた。約四十分ほどであったが伝統曲からポップスまで華麗な演奏で御影堂には入りきれないほど多くの来場者であった。

五月二十六日

奉讃法会のお説教は藤浦弘導師であった。

午後一時半からの講演は仏像イラストレーター田中ひろみさんによる「仏像の楽しい見方」であった。田中氏は仏像と菩薩の違い、また印や持物など仏像の種類と特徴を細かくお話しされた。

五月二十七日

午前九時より大玄関出発で御参廟が行われた。

十一時からの奉讃法会お説教は梅林久高師であった。特別講演は大坂四天王寺主宗務総長南谷恵敬師による「聖徳太子信仰―飛鳥時代から現代―」という講題でパワーポイントの映像を交えお話をされた。御影堂の荘厳については如来堂の聖徳太子絵像を御影堂に移し聖徳太子の千四百年忌を迎えた。師は聖徳太子の一生と事績を紹介され最後に師は聖徳太子が大事にした和の精神は戦争などの国家的な目的に使用されてはならない。本来はハーモニ―でありそれぞれ異なった個性や主義主張を持ちながらもより良い方向を目指す。それが「和」と言えるのではないかとお話をされた。

午後三時からは高田高校演奏会が行われた。箏曲部、音楽部、吹奏楽部、放送部の順でどのクラブもこの日に向けた練習の成果を発揮していた。

午後四時からは如来堂において三河スーパー絵解き座座長柳野明仁師により「聖徳太子絵伝」の絵解きが行われ、多くの方が師のお話しと琵琶の音色に感銘を受けていた。

五月二十八日

最終日は聖徳太子千四百年奉讃法会を厳修した。

午前九時から御影堂において仏教讃歌の集いが行われた。日曜日ということもあり高田幼稚園、高田保育園の年中、年長園児の仏教讃歌の発表会に大勢の保護者が観覧を行った。御影堂には園児の元気な歌声が響き渡った。またコーラス海は平田聖子作曲の和讃曲集から六曲披露した。

十時半からは如来堂前から行列を組み太子堂の太子像の前でお勤めを行った。

十一時からの奉讃法会の説教は佐波真教師。

特別講演は法隆寺管長の古谷正覚師により「聖徳太子のこころ」と題してお話をされた。師は資料をもとに日本書紀に出てくる太子の記述を紹介されまた著名な十七条憲法の条文をいくつかお話しされ古代から現代にまで通じる日本仏教の根底には聖徳太子のお心があることを指摘された。

午後二時半からは如来堂において長野県郷土史研究会副会長小林玲子さんにより「一光三尊佛絵伝」の絵解きが行われ、如来堂は満堂となった。

午後四時からは八日間の締めくくりとして白子ウインドシンフォニカによる演奏会が総勢五十三人の参加のもと盛大にとり行われた。演奏曲は「驚の舞うところ」ほかで最後は会場のアンコールに応えて「エルクンバンチェロ」の演奏であった。

最後に宗務総長が楽団員並びに参詣者全員に向け八日間の奉讃法会お礼のごあいさつを申し述べ午後五時四十分すべての行事を終了した。

別院ライブ配信、You Tube 配信

期間中二十一日、二十二日、二十三日、二十七

日、二十八日は本寺と神戸、福井、関東、横浜各別院へ奉讃法会のライブ配信を行った。これは本山にお参り出来ない遠方の檀信徒に最寄りの別院で奉讃法会をご覧いただくために行ったもの。映像や音声に関しては、地元三重テレビ放送に業務依頼を行い、五日間にわたり御親教や復演、また御参廟、特別講演等のライブ配信を行った。合間には事前収録した稚児練りや、燈炬殿開館時の様子などを放送し、奉讃法会の雰囲気をも別院まで届けることができた。

一方、You Tube 配信は連日法会とお説教を配信し一日平均千人越えの視聴回数であった。

新宝物館オープン

二十一日午前九時に新宝物館（燈炬殿）は開館となった。奉讃法会中は混雑が予想されたため受付テントにて入館時間指定整理券を配布した。奉讃法会のご懇志として二万円以上いただいた檀信徒のお名前をスムーズに探してもらえようように受付テント近くに寺院別の索引と受付位置を図面で

示した。このため展示廊下での混雑を避けることができた。入館は四十人ごとに区切り展示廊下十五分、V Rシアター十分、展示室十五分の計四十分で行った。新宝物館の入館者数は一日平均九百五十人で八日間で約八千人と盛況であった。

その他

・一般寺院の出勤は完全予約制で行った。期間中二十二日、二十三日、二十八日はすべて椅子席の出勤で行った。八日間の延べ出勤者数は百九十人で一日平均約二十四人であった。

・対面所では毎日呈茶が行われた、八日間で延べ人数は八百十三人であった。期間中二十一日、二十七日、二十八日は高田高校の茶道部の生徒による延べ二十二名の手伝いをいただいた。

・如来堂での特別読経の申し込みは九日間で合計二十二件であった。

・期間中大講堂では十二時半から約一時間特別説教が開明社講員の手伝いをいただき行われた。また午後三時から布教使による法話大会が行われた。

・二十一日から二十七日までの間、通天前を中心に高田派仏教保育協会加盟園の幼稚園児や保育園児並びに高田福祉施設利用者の方々に塗り絵をいただき「竹あかり〜浄土のひかり〜」を点灯した。また、竹あかりの灯る中で雅楽倶楽部雅による演奏会、その後仙台台から来てもらったソニドデルビエント&渡辺圭一による演奏会を如来堂前で行った。多くの参詣をいただくことができた。

・ストリートピアノは二十一日から二十八日までの午前十時から午後六時までの間山門にて行った。

・高田会館ホール・ロビーにおいて二十日から二十八日まで、物産展を開催した。特に二十五日から二十八日の間は津市と津市友好姉妹都市上富良野町物産展を開催し、四日間で仕込んだ在庫がほぼ完売となるなど盛況であった。会場ではパネルで上富良野町の観光PRも行った。

・ガチャガチャを四十台手配し高田会館ホール軒下に設置した。稚児練りのあった二十日だけではなく期間中売り上げが好調であった。

総括

奉讃法会前日を入れて延べ九日間、天候にも恵まれて一日平均二千人延べ二万人もの方にご縁を結んでいただきました。そのうち団体参拝の件数は三十七件で八百八十四名でした。

新型コロナウイルス感染症が一応の収束を見せていたため当初の予定通り法会をお勤めすることができました。一般寺院住職、衆徒をはじめ護持会、各講社、高田学苑、高田幼稚園、高田保育園、一身田商工会等各団体の皆様のご尽力、ご協力、ご支援の賜物と感謝いたします。
また多くの方々にご縁を結んでいただきましたことを感謝申し上げ報告を終わります。

興学布教研究大会報告

高田教学に関する研究・布教の振興を目的として、例年、四月二十九日（昭和の日）に開催され

ている「高田派興学布教研究大会」は、高田派随一のアカデミックな大会であるが、コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年同様に、会場は高田会館ホールを使用し、開始時間を早め、発表後に十分の休憩をはさんでの質疑応答となり、昼食前に終了した。

午前九時十五分より開始。御法主からお言葉をいただき、引き続き、次の講題でそれぞれ三十分の持ち時間による発表であった。

真慧上人から学ぶ

松阪市 法性寺住職 真置徳海

「真慧上人御書」の教学、伝道的特徴

岡崎市 聖洞寺住職 島 義恵

節談説教

津 市 大円寺住職 高島光憲

その後の質疑応答では、これも例年通り、出席者より貴重な質問や感想をいただき、教学研究・布教に熱心な方々によって本年の大会を無事に終

えることができました。

発表者には後日、発表された内容をまとめていただき、次のようにご報告をいただいた。

真慧上人から学ぶ

松阪市 法性寺住職 真置徳海

1. 時代背景・転派について

真慧上人は高田派の第十世であり、「高田中興の祖」と呼ばれており、教団を拡大発展させ、野袈裟や棺巻きをお作りになられており、高田門徒のリーダーとして教線の拡大を行っていた。

『高田の寺々』で調べたところ、全国の高田派のお寺は約六五〇ヶ寺あり、その内三重県が約四〇〇ヶ寺、県外には約二五〇ヶ寺ほどあるが、三重県内の約四〇〇ヶ寺の内、一六一ヶ寺が他宗、他派から転派されており、主に天台宗・真言宗から転派、転宗されて、真言宗からの転宗が多いように感じた。これほど転派、転宗が多かったのは真慧上人の伊勢の国での情熱的なご教化の賜物によりされたものと思われます。更には当時の時代背景は室町末期の混乱した時代であり、本山、末

寺の関係もゆるかったのではないかと考えられる。

2. 蓮如上人との確執

当時、蓮如上人と真慧上人は同じ真宗のリーダー同士交流がありました。お互いに門弟の取り合いはやめましょうという取り決めをしていたにも関わらず、蓮如上人がそれを一方的に破り高田の末寺を取ってしまったことにより二人の関係は悪化していった。

決定的な出来事となったのは、比叡山僧徒による大谷本願寺の破却事件である。当時の本願寺は延暦寺の末寺でありながら、天台と異なる教えを広め民衆を惑わしているというのが弾圧の理由となったのである。念仏を称えていけば何をしても良いという誤った教えが広まっていき、この事から本願寺は無碍光流と呼ばれ、蓮如上人も各地を転々とし追われる身となってしまった。その際に真慧上人は一人で比叡山に登り、高田派は無碍光流とは無関係だという事を主張している。そ

れが認められ比叡山から阿弥陀如来像を賜っている。これを「証拠の如来」とし本山の如来堂の御本尊として安置されている。

3. 上人の御書より

真慧上人の御書である「永正規則」の中に、「一本寺、二善知識、三信心、四念仏、是肝要也」と書かれてあるように、一番に本寺と述べられている。これは先ほどの大谷本願寺破却事件の際に蓮如上人は追われる身で各地を転々としており帰るべき本寺という拠り所が当時は無かったが、高田派の真慧上人は栃木の真岡市に帰るべき本寺がある。他力念仏のふるさとがある。このような出来事があった為、真慧上人は一に本寺であると述べられたのではないかと考える。

4. 結び

この度のご縁によって、「真慧上人に学ぶ」の中で、「口称三昧」ということがどういうことかと考えた。阿弥陀仏の「本願成就」をよく聞いて、自分は疑いながらもお念仏を称えること、それ

が私の「口称三昧」に対するイメージであり、当時、「口称三昧」を呼び掛けていたのには、当時の時代背景では難しい言葉では通じなかったかもしれない、「お念仏をとなえましよう」と易しく呼び掛けられたように思われる。また、「聞く」というのは「聴聞」ということであり、本願他力のお念仏の働きを聞くことであり、世間話を聞くのではなく、阿弥陀佛の言葉を聞くことを、この度、改めて学ばせていただいたことであります。

参照としては、『皇太子聖徳奉讚』に「拜見奉讚の人者 南無阿弥陀仏 唱う可し唱う可し 建長七歳己卯十一月晦日之を書く 愚禿親鸞 八十三歳」(『真宗高田派聖典六七八頁』)とあり、これは、声に出し聞く、そこに言葉の不思議な力があり、響きがある、ということを述べられているように思われる。

「真慧上人御書」の教学、伝道的特徴

岡崎市 聖洞寺住職 島 義恵

真慧上人(一四三四〜一五二二)は、真宗高田派第十世であり、当派における中興の祖である。高田派における御書の始まりは、この真慧上人からであり、これは同時代の蓮如上人が御文・御文章と呼ばれる書簡形式の文書伝道によって、多くの門弟や民衆を教化し成果をあげていたことに触発されたものであると思われる。

御書が記し始められた頃、真慧上人は応真上人へ専修寺の住持を譲っていたが、伊勢において直参門徒の道場に名号や自らが考案した野袈裟を積極的に書き与えていた時期でもある。

真慧上人の御書と蓮如上人の御文の違いは、蓮如上人が大量の御書を各地で書き与えて教化の主要軸としていたのに対して、伊勢地方の自身とゆかりのある寺院に自ら御書を集成して与えている点である。卷子本の御書は、多くの人に聞かせることを目的として制作、集成されて、巻頭に自身の

花押を記すことで御書自体は書写されたものであっても、真慧自身が認めている公的な文章であることを示していると考えることができる。

真慧上人御書の特徴は、

①本願を疑いなく信じて念仏する

卷子本二通目、

もとより罪障深重の悪機を、弥陀如来一十念の称名の本願をもって、かたじけなくも安養の淨刹に往生せしめ給うゆえに、かの誓願にまかせて疑わず念仏すべきものなり

卷子本四通目、

我らごときの在家愚痴のともがらは、念仏申せば弥陀の御本願に乗じて、後生には極楽に往生し仏になるぞと、ありがたくとうとく思いとる一念の信心定まるとき、弥陀如来の心光に摂護せられまいらせて、仏になると心得るきざみ、現身に往生を証得し、命終るきざみ、淨土に往生するなり

と述べられるように、本願に誓われた念仏によつ

て衆生の往生は定まると信じて念仏することを勧めている。

②本寺と善知識の崇敬

卷子本一通目

肝要は本寺崇敬の心をもって直説善知識を深く敬い本願の名号を尊く思い

浄光寺蔵自筆本

たつねられ候たうりうの信心の事、本寺を存知し、直説善知識をかたしけなくおもひ、弥陀の名号をききゑ

本寺と善知識の崇敬を強調した背景には、卷子本三通目に、

その方念仏者の中に、本寺を本にして、弥陀の御法を次にするやからもあり。または弥陀を本にして、本寺を捨つるともがらもあり。

これみないずれも悪見なり。

また「永正規則」には、

つらつら当門流の坊主衆の覚悟をみるに、利養狂惑の見に住して、流祖上人の掟にそむき、

自由の悪見によりて末弟等を虚妄し、みだりがわしく法意をかすむる条、いわれ無き次第なり。

とあり、門弟の中に高田の流儀に背く者が現れる事態があった。これに対して真慧上人は、掟に反する者から門弟を直参として受け入れるという対応をとっている。そのような中で掲げられたのが本寺と善知識の崇敬である。

③高田の立ち位置を示す

真慧上人は卷子本二通目で「浄土宗専修門流」、六通目では「いま浄土宗の心は」と御書を書き始めている。これは他の歴代御書には見られない表記である。先の「永正規則」の続きに、浄土宗他派の教えを高田の教えに取り入れる者があり、それは親鸞聖人の教えに背くことだと述べ、同じ法然門下であっても教義の理解は様々であり、高田の門流は高田の領解を深めることが大切であると誠めている。『顕正流義鈔』には「まことに弥陀・釈迦・諸仏の御本懐、善導・法然・親鸞三師の御素意、符合して正像末の三時の機根をかがみ、

相応の法を与え給うがゆえなり」とあり、また「鸞上人の御在世の掟に任せ、真仏・顕智の御相伝の旨をもちて、経論釈を証として決判に及ばん」と述べられているように、弥陀、釈迦、善導、法然、親鸞、真仏、顕智と相承されてきた本願念仏の教えを守り伝えていくのが高田であることを主張している。

以上、真慧上人の御書についてその特徴が表れている箇所から、御書の制作目的や真慧上人の考える本寺や僧侶の在り方の一端をみてきた。蓮如上人が、自らの言葉でもって、ある意味自由に法を説いていたのに対して、真慧上人には伝統を守っているという意識のもとで御書を制作したように思われる。親鸞聖人の教えを正しく伝えるためであるの言うまでもなく、教団内部の問題と教団を取り巻く情勢に対応するために配慮されたものであると考えられる。

節談の燈 津市 大円寺住職 高島光憲

はじめに

節談説教（ふしだんせつきょう）とは、真宗に伝わる説教技法で、「五段法」を用い、七五調の抑揚（節）を付ける説教を言う。現代主流の「法話（比較的的自由度が高く、定まった型を持たない。）や「講義（いわゆる学校の授業の形式を取り、「学び」を主とした学術的手法）」とは、大きく異なる。また、混同されやすい「説経節」のように、歌って踊ることはなく、楽器を用いることもない。高座に座し、身振り手振りと言りのみで表現するものである。

この度は「興学布教研究大会」にて、節談説教を実演させていただいた。ここでは、改めて節談説教を歴史的に概観させていただきたく思う。

1. 節談の起源

①安居院流と節談の関係

言葉に抑揚を付けた説教は、特に平安時代末期から天台宗の僧侶の澄憲によって起こった「安居院流（あぐいりゅう）」と寛元年間に、園城寺の定円によって起こった三井寺流が、二大流派として成立していく。

そして、安居院流の澄憲の子が聖覚法印であり、後に法然門下へ安居院流が伝えられることとなる。『唯信鈔』に示された御教えを安居院流でもって伝えられたことであろう。これより、真宗に伝わる節談は安居院流をルーツとするものと考えられる。

②節談と親鸞聖人

また、親鸞聖人も『唯信鈔』を熟読するよう弟子に求め、自ら註釈書『唯信鈔文意』を著すなど、聖覚法印を慕っておられた。そのことから御開山も、安居院の流れをくんだ説教をなされたことと

うかがえる。七五調の言葉でもって数多くの御和讃をあらわしくくださった点からも、それは大きく領ける。

それを考えるに、専修寺御影堂にて、御開山の御影を背にして高座へ座し、御開山より伝わる安居院をルーツとする節談説教をすることは、なんとも感慨深いことである。私はひそかにこのことを喜び、深く噛み締めさせていただいている。

2. 節談の歩み

①節談と芸能

節談説教は、江戸時代に発展していく。同時期に講談・落語なども発展していく。よく、節談がそれらのルーツであると言われるが、時代的に考えると、ルーツと言うより、互いに影響を与えた存在と言える。一説に「落語の祖」と伝わる安樂庵策伝も安居院の流れをくむ説教者であり、同じ安居院をルーツとしながらも、節談は布教手法として確立・発展していき、一方で講談や落語は芸能性を高め、話芸として広まった。

②節談の拡大

その後、江戸幕府の宗教政策により寺院が激増し法座が活発となり、説教の需要も増大する。文字の読み書きを誰しもができたわけではない時代に、全ての民衆を救済対象とする真宗において、節談は適した布教手段であり、民衆より大きな支持を受けて発展を遂げる。

③節談の継承

節談の技術は口伝により受け継がれてきた。そのため地域性があり、能登節・加賀節・越中節・越後節・安芸節、筑前節、尾張節と形成されていく。また、流派としては福専寺を拠点とする東保流（とうぼりゅう）がある。継承された節談は、数多くの説教者を生み出し、戦前の東海地方や滋賀県には名だたる説教者がひしめき、互いに鎬を削り、聴聞の群参で溢れていたと伝わる。

④節談の批判と戦争

節談は明治の急激な時代変化の中で、一部の学

僧たちの批判対象となる。しかし、日本文化の回帰を求める民衆の支持もあり、いっそ人氣を博した。ところが、敗戦により欧米文化が強いられ、講演・講義形式の学術的な布教手法に拍車がかかる。伝統的な佛教文化は、統治の上で邪魔であることは言うまでもない。そうした中で、ついには高座そのものが非難を受けて姿を消し、講壇・演台（キリスト教の布教スタイル）が主流となっていく。戦争により千年続いた説教文化が壊滅的な状態へと追いやられたと言っても過言ではない。

⑤節談の復活

姿を消しかけた節談であったが、その表現力と勝れた大衆性から再評価が起る。地方にて残存していた節談の法座が取材され、実態や音源が記録された。

その影響は大きく、平成に入って真宗各派より節談を求める声があがり、平成十九年七月、築地本願寺にて、節談を伝承する者が集い「節談説教布教大会」が実施された。出講者は、廣陵兼純師

をはじめ、八名が参加した。結果、二千人を超え
る聴聞者が集まった。この大会を機に結成された
のが、「節談説教研究会」である。

さいごに

こうして、危機を乗り越え今に伝わる伝統。消
しさることは簡単なことである。しかし、専修寺
御影堂では、今もお高座説教が絶えることなく
続いている。真宗各派をみても異例である。まわ
り巡り受けとった伝統。「高座」「五段法」そして
「節談」という燈を、改めて伝えてゆかねばなら
ないと強く感じる場所である。

なお、三番目のご発表者である高島光憲氏は、
節談説教を実演され、その後の質疑応答において、
その実演に感銘を受けた方々からの声が多数寄せ
られたが、今回の報告にはその実演内容につい
ての紹介は省かれている。

また、今回発表の島義恵氏は、六月十七日(土)
に京都女子大学で開催された真宗連合学会第六十

九回大会にて同発表題目で発表を終えられた。そ
の大会での発表持ち時間は二十分で、それに質疑
応答を含めて二十五分であった。

(以上、松山智道記)

褒賞授与式 報告

去る五月二十一日午前九時半より御影堂にて法
主殿にご臨席を賜り本山褒賞授与式が挙行されま
した。この度、褒賞を受賞された皆様誠におめで
とうございます。法主殿よりお言葉をいただき宗
務総長が本山褒賞を表彰いたしました。

本年、檀信徒で祖師寿賞を受賞された皆様は総勢
百九十七名でした。

又、今後とも授賞されました皆様の益々のご活
躍を念じております。

宗門のお知らせ

講題…墓のゆくえ

―変動する日本人の死生観―

【第三日】八月三日(木) 九時

講師…龍谷大学文学部真宗学科教授

鍋島 直樹

講題…親鸞聖人の死生観

―人生の終末・心の救い―

【第四日】八月四日(金) 九時

講師…早稲田大学非常勤講師 柳澤 正志

講題…親鸞聖人と天台浄土教

【第五日】八月五日(土) 九時

講師…仏教育研究センター研究員

龍谷大学非常勤講師 栗原 直子

講題…真慧上人から江戸時代へ

―学山高田の歴史をたどる―

二〇二三年

教師検定講習Ⅰ受講要項

教師資格を取得するには原則教師検定講習Ⅰ及び講習Ⅱの全日程への出席が審査の前提となります。

ただし、真宗高田派宗制第二百十三条に該当する者(真宗学、真宗史、仏教学、仏教史の学力を有すると認定された者)は教師検定講習Ⅰが免除となります。

一、講習期間 八月二十一日(月)

―二十五日(金) 五日間

二、会場 高田短期大学

三、提出書類

①教師検定講習Ⅰ受講願(本山所定の用紙)

四、申込み方法

必要事項を記入の上、宗務院へ直接お持ちいただくか、郵送又はFAXにてお申し込み下さい。

五、締切り 七月二十八日(必着)

六、講習Ⅰ受講料 無料

七、講習内容

高田短期大学仏教教育センター主催の仏教基礎講座(高田本山寄付講座)に準じる。

講習の詳細につきましては、受講申込締切後郵送にて連絡いたします。

八、その他

・高田短期大学での科目等履修生制度により定められた科目の単位取得者は講習Ⅰでの試験が免除されます。

・最終日に試験を行います。試験に合格された方には「単位修得証明書」を発行します。

この証明書が、教師検定講習Ⅱの受講資格となります。

・各科目、一回でも欠席すると、その科目は不合格となります。不合格の場合、翌年以降、該当科目を再受講していただきます。

・宿泊希望の方は、各自で手配して下さい。

会場までは津駅および高田本山大駐車場より送迎バスを運行します。

詳しくはお問い合わせ下さい。

お問合せは本山宗務院教学部まで

電話 〇五九―二三二―四一七一

FAX 〇五九―二三二―四一四一

E-mail kyo-gaku@senjuji.or.jp

令和五年度

高田短期大学仏教教育研究センター

仏教基礎講座(高田本山寄付講座)

実施要項

高田短期大学仏教教育研究センターでは、仏教基礎講座(高田本山寄付講座)を、八月に開催いたします。多くの皆様の受講をお待ちしています。

また、本講座は高田本山の教師検定講習Ⅰを兼ねております。

講座の日程

・ 期間 八月二十一日(月)

〃 二十五日(金) 五日間

・ 場所 高田短期大学 教室

・ 対象 寺族および一般

・ 受講料 無料

・ テキスト 実費負担

・ 時間 九時〃十七時五十分

(高田短期大学の授業時間に準じる)

*最終日は講義と試験になります。

各講座担当者と内容

仏教学

講 師 栗原 廣海

(仏教教育研究センター研究員、

高田短期大学名誉教授)

講義内容 〃 釈尊の生涯を概観し、二十九歳で出

家された釈尊が何を求められたのか、六年の修行の後ブツダとなって私たちに何を教えようとしたのかを学ぶことを通して、仏教とは何か、仏教を学ぶ意義とは何かについて考えたいと思います。

真宗学

講 師 松山 智道

(仏教教育研究センター長、

高田短期大学特任講師)

講義内容 〃 親鸞聖人の本願他力の思想について学びます。また、聖人は「智慧光のちからにより本師源空あらわれて浄土真宗をひらきつつ選擇本願述べたもう」と明かしておられますように、聖人の思想は七高僧の教えが背景となつています。したがって、七高僧の教えを併せ学びながら、「真宗の救い」の内容を吟味したいと思います。

仏教史

講 師…金信 昌樹

(仏教教育研究センター研究員、

高田短期大学非常勤講師)

講義内容…仏陀釈尊によって開かれた仏教は、中国に伝わり歴史的展開を見せ、その仏教が朝鮮へそして朝鮮を経由して日本に伝わった。その後中国から直接日本に伝えられ、歴史的展開を見せて今日に至っています。日本においてどの様に仏教が展開したのかその歴史を学び、その問題点を考えたいと思います。

真宗史

講 師…清水谷 正尊

(仏教教育研究センター研究員、

高田短期大学学長)

講義内容…親鸞聖人が、真仏上人や顕智上人に直接教えられたみ教えは、その後高田派の歴代上人を始め、念仏を喜ばれた人々によって連綿と伝えられ、今日の私たちにまで届けられました。その念仏者たちの長い歴史を具体的に学ぶ

ことで、私たちがみ教えに遇わせていただいたことの意味を考えてみたいと思います。

高田の歴史と法宝物

講 師…梅林 久高

(仏教教育研究センター研究員、

高田学苑理事長・学苑長)

講義内容…鎌倉仏教の各祖師の中でも親鸞聖人直筆の著述やお手紙などの法宝物が多く残され、今日まで伝授されているのは大変に稀有なことです。専修寺は圧倒的に多くの法宝物がご歴代によって厳守されてきました。それぞれが法宝物を通して聖人の教えに触れ、さらに高田の歴史を学んでいきたいと思えます。

申し込み方法

教師検定講習Ⅰとして受講される方

本山指定の受講要項に準じて下さい。

宗門のお知らせ

一般受講の方(既に教師資格をお持ちの方)

科目を選択して受講することができます。

受講科目の三分の二以上を出席いただいた方には「受講証明書」を発行します。また、受講科目の全てに出席いただき、試験に合格された方には、該当科目の「単位修得証明書」を発行します。

「単位修得証明書」が発行された科目は、今後、高田派教師検定の審査を受けられる場合に、該当科目の試験が免除となる場合があります。

受付期間…七月三日(月)～七月二十八日(金)

申込方法…高田短期大学ホームページ、ハガキ

申込内容…氏名(ふりがな)、性別、年齢、住所、

電話番号、受講科目名(科目を選択し

て受講の方のみ記入)

昼食の希望(二十一日～二十五日)

ご応募いただいた内容は、個人情報保護のため安

全に保管し、本講座以外の目的には使用いたしません。

申込先…〒五一四一〇一一五

三重県津市一身田豊野一九五番地

高田短期大学仏教教育研究センター

仏教基礎講座係

TEL 〇五九一三三二一三三二〇(代表)

FAX 〇五九一三三二一六三二七

E-mail b-center@takada-jc.ac.jp

テキスト等の詳細につきましてはお問い合わせ下さい。



本山行事予定

(七月・八月)

八月一日～五日

仏教文化講座

八月十四日～十六日

歓喜会

日常業務における

感染症予防について

このたび、二〇二三年五月八日付にて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症へ移行になったことに伴い、高田本山専修寺では安心・安全にご参拝いただくため、今後は、基本的な感染症予防を心掛け日常業務に取り組んでまいります。

下付金のお知らせ

平成二十九年度分院号下付金、及び納骨壇加入下付金を専修寺正味財産に計上しました。

(令和五年五月三十一日付)

院号冥加金、及び納骨壇加入冥加金の下付金は納入された年度から、5か年を経過したものは、専修寺正味財産に計上されるため、交付出来ませんのでご注意ください。

詳しくは宗務院財務課までお尋ね下さい。

真宗高田派共済会のご案内

● 全寺院対象の共済制度 ●

真宗高田派共済会運営規程による給付金制度

○災害見舞金制度

- ・ 本堂全焼及び全壊 100万円
- ・ 本堂半焼及び半壊 60万円
- ・ 庫裏全焼及び全壊 60万円

※災害を証明する書類等が必要です

○祝金制度

- ・ 本堂新築及び改築 60万円
 - ・ 本堂を除く境内建物の新築及び改築 10万円
- ※高田派代表役員の新築・改築承認書と工事契約書の写しが必要です。尚、工事費が壱千万円以上の場合となります。

○住職死亡の場合

在任期間により給付金が異なります

- ・ 住職在任 40年以上 50万円
- ・ 住職在任 30年以上40年未満 40万円
- ・ 住職在任 20年以上30年未満 30万円
- ・ 住職在任 10年以上20年未満 20万円
- ・ 住職在任 10年未満 10万円

○住職退職の場合

上記死亡の場合を適用する

給付及び申請のお問い合わせは、下記の共済会担当までお尋ねください。

〒514-0114

三重県津市一身田町2819番地

真宗高田派宗務院内

真宗高田派共済会

電話 059-232-4171

FAX 059-232-1414

人権擁護啓発活動重点項目

- 一、国際時代にふさわしい人権意識を育てよう。
- 一、子どもの人権を守ろう。
- 一、高齢者の人権を尊重しよう。
- 一、病気・部落などによる差別をなくそう。
- 一、障害者の完全参加と平等を実現しよう。

「三重県人権教育基本方針」より抜粋

令和五年七月二十五日印刷
令和五年七月二十五日発行

三重県津市一身田町二八一九番地
電話（〇五九）二三三―四一七一
<http://www.senjui.or.jp>

真宗高田派本山専修寺

発行所 宗務院

振替〇〇一五〇一〇一五一九四番

印刷所 三重県津市一身田町七六五番地
相和印刷所

電話（〇五九）二三三―二〇七〇